

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [過重労働・精神的疾病（メンタルヘルス）の撲滅へ](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 過重労働・精神的疾病（メンタルヘルス）の撲滅へ

過重労働・精神的疾病（メンタルヘルス）の撲滅へ  
（安全衛生法を改正し「過重・精神疾病」対策を強化）

過重労働による「脳心臓疾患の増加」「ストレス」が起因となった精神疾患（メンタルヘルス）の増加傾向が顕著となり、特にメンタルヘルスは労働による疾病として、労働災害として認知され、21世紀の新しい疾病となっています。

労働安全衛生法も平成18年、法改正され「過重労働による健康障害・メンタルヘルス対策が強化」されました。

#### 安衛法及び規則による強化条項

##### 健康障害（過重労働）・メンタルヘルス対策強化（法第66～66条の9・則第14・21・22・23条）

##### 1. 長時間労働者等は医師による面接指導の実施を義務付ける（法第66条の8第1項）

- ①面接指導の対象となる労働者の要件（則第52条の2）。
- ②産業医による申出の勧奨（則第52条の3）

##### 2. 面接指導等必要な措置を取る「努力義務」（則第66条の9）

- ①努力義務対象者（則第52条の8）

##### 3. 労働者は事業者が行う面接指導を受ける義務がある（法第66条の8第2項）

##### 4. 事業者の面接指導後の事後措置（法第66条の8第3・4・5項）

- ①結果の記録。②結果に基づき労働者の健康保持についての必要措置を医師に聞く。③医師の意見を基に必要な場合は就業上の措置を講ずる。④医師の意見を衛生委員会等に報告する。

##### 5. 守秘義務（面接指導）（法第104条）

##### 6. 実施義務対象以外の労働者についても必要な措置をとる努力義務規定（法第66条の9）

- ①長時間労働（月80時間以上）。②事業場で定めた基準に該当する場合。

##### 7. 産業医及び産業歯科医の職務等（則第14条）

健康診断及面接指導等

##### 8. 安全委員会の調査審議事項（安全得委員会の付議事項）則第21条

- ①危険性・有害性等の調査等に関する事項の追加。
- ②労働安全衛生マネジメントサイクルに関する事項の追加。

##### 9. 衛生委員会の調査審議事項（衛生委員会への付議事項）則第22条

- ①危険性・有害性等の調査等に関する事項の追加。
- ②労働安全衛生マネジメントサイクルに関する事項の追加。
- ③過重労働・メンタルヘルス対策に関する事項の追加。

##### 10. 委員会の議事を労働者へ周知することを義務化（委員会の会議）則第23条

以上のような事項が義務化及び努力義務とされました。これにあわせ、職長教育などについても改正されました。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> 一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.